

## 旅行条件書

本旅行条件説明書は、旅行業法第 12 条の 4 に定める取引条件説明書面及び同法第 12 条の 5 に定める契約書面の一部となります。お申し込みの前に必ず内容をご確認ください。

### 【受注型企画旅行契約】

#### 1、受注型企画旅行契約

「受注型企画旅行契約」(以下「契約」といいます)とは、株式会社ホールアース(ホールアース体験交流企画)(静岡県富士郡芝川町下柚野 165 / 静岡県知事登録旅行業第 3-559 号、以下「当社」とします)がお客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行契約をいいます。

#### 2、契約の申し込み

- 1) 当社がお客様に交付した企画の内容に関し契約を申込みとするお客様は、当社所定の申込書に所定の事項を記入の上、当社が別に定める金額の申込金とともに当社に提出いただきます。
- 2) 当社は団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を契約責任者が有しているものとみなします。
- 3) 契約責任者は、当社が定める日までに、構成者の名簿を当社に提出しなければなりません。
- 4) 当社は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される責務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- 5) 当社は、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とみなします。
- 6) a . ご高齢の方、b . 身体に障害をお持ちの方、c . 妊娠中の方、d . 健康を害している方、e . 補助犬使用者の方その他特別な配慮を必要とする方は、その旨お申出ください。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とします。

#### 3、契約締結の拒否

- 1) 当社の業務上の都合があるとき。
- 2) お客様が他の旅行者に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき。

#### 4、契約の成立時期

- 1) 契約は当社が契約の締結を承諾し、申込金を受理した時に成立します。
- 2) 当社は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は、当該特約書面を交

付したときに成立します。

- 3) 申込金は、旅行代金、取消料、その他のお客様が当社に支払う金銭の一部に充当します。
- 4) 当該契約において電子承諾通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到着した時に成立するものとしします。

## 5、契約書面の交付

- 1) 当社は、受注型企画旅行契約の成立後、速やかに、お客様に、旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。
- 2) 契約書面を交付した場合において、当社が企画旅行契約により手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前項の契約書面に記載するところによります。

## 6、確定書面

- 1) 契約書面において、確定された旅行日程又は運送若しくは宿泊機関の名称を記載できない場合には、当該契約書面において利用予定の宿泊機関及び表示上重要な運送機関の名称を限定して列挙した上で、当該契約書面交付後、旅行開始日の前日（旅行開始日の前日から起算してさかのぼって七日目に当たる日以降に受注型企画旅行契約の申し込みがなされた場合にあっては、旅行開始日）までの当該契約書面に定める日までに、これらの確定状況を記載した確定書面を交付します。
- 2) 前項の場合において、手配状況の確認を希望する旅行者から問い合わせがあったときは、確定書面の交付前であっても、当社は迅速かつ適切にこれに回答します。
- 3) 確定書面を交付した場合には、当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、当該確定書面に記載するところに特定されます。

## 7、旅行代金の支払時期と旅行代金の変更

- 1) 旅行代金の額は、受注型企画旅行の企画書面に記載します。旅行代金は旅行出発までの当社が定める期日までにお支払いください。
- 2) 利用する運送機関の運賃・料金が企画書面に記載した基準日において有効な公示されている適用運賃・金額が著しい経済情勢の変化等により、通常想定される程度を大幅に超えて改定された時は、その差額だけ旅行代金を増額または減額することがあります。当社は、旅行代金を増額する場合は旅行出発日の前日から起算してさかのぼって15日に当たる日より前に通知するものとし、この場合お客様は、旅行開始日前に企画料金又は取消料を支払うことなく契約を解除することができます。適用運賃・料金が減額された場合は、その差額だけ旅行代金を減額します。
- 3) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員による旅行代金が異なる旨を契約書面に記載した場合において、企画旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更となったときは、契約書面に記載したところにより旅行代金の額を変更することがあります。

## 8、契約内容の変更

- 1) お客様から契約内容の変更の求めがあったときは、当社は可能な限りお客様の求めに応じます。この場合、当社は旅行代金を変更することがあります。
- 2) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全且つ円滑な実施を図るためやむを得ないときは、旅行者にあらかじめ速やかに当該事由が関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容その他の受注型企画旅行の内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは、変更後に説明します。

## 9、旅行契約の解除

### 1) お客様から企画料金又は手数料をいただく場合

お客様は企画書面記載の企画料金又は取消料を支払って旅行契約を解除することができます。当社の責任とならないローン、渡航手続き等の事由によるお取消しの場合も別表の取消料をいただきます。

#### 1 国内旅行に係る取消料

区分		取消料
(1)次項以外の受注型企画旅行契約		
イ	ロからへまでに掲げる場合以外の場合(当社が契約書面において企画料金の金額を明示した場合に限る。)	企画料金に相当する金額
ロ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行にあっては10日目)に当たる日以降に解除する場合(八からへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の20%以内
ハ	旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降に解除する場合(二からへまでに掲げる場合を除く。)	旅行代金の30%以内
ニ	旅行開始日の前日に解除する場合	旅行代金の40%以内
ホ	旅行開始当日に解除する場合(へに掲げる場合を除く。)	旅行代金の50%以内
ヘ	旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内
(2)貸切船舶を利用する受注型企画旅行契約		当該船舶に係る取消料の規定によります。
備考 取消料の金額は、契約書面に明示します。		

### 2) お客様から企画料金又は取消料をいただかない場合

お客様は次に掲げる場合において、旅行開始に企画料金又は取消料を支払うことなく企画旅行契約を解除することができます。

- a.旅行代金が増額されたとき(お客様から契約内容の変更の求めがあった場合を除きます。)
- b.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。
- c.当社が旅行者に対し、期日までに確定書面が交付されなかったとき。
- d.当社の帰すべき事由が生じた場合において契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の実施が不可能となったとき。
- e.お客様は旅行開始後において、当該お客様の責に帰すべき事由によらず契約書面に記載した旅行サービスを受領することができなくなったとき又は当社がその旨をつげるときには(1)の

規定にかかわらず、企画料金又は取消料を支払うことなく、旅行サービスの当該受領することができなくなった部分の契約を解除することができます。この場合において、当社は、旅行代金のうち当該受領できなくなった部分に係る金額をお客様に払い戻します。

f.当社は旅行代金のうち旅行サービスの当該受領することができなくなった部分に係る金額から旅行サービスに対して、取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用に係る金額（当社の責めに帰する事由によるものでないときに限ります。）を差し引いたものを旅行者に払い戻します。

## 10、当社の責任

- 1) 当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えた場合は損害を賠償いたします。
- 2) 旅行者が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供中止、官公署の命令その他の当社又は当社の代理業者の関与し得ない事由により損害を被ったときは、当社は、(1)の場合を除き、その損害を賠償する責任を負うものではありません。

## 11、特別補償

当社のお客様が当旅行参加中に、急激かつ偶然な外来の事故により生命、身体または手荷物に被った一定の損害について、旅行業約款特別補償規程により、死亡補償金として国内旅行1500万円、入院見舞金として入院日数より国内旅行2万円～20万円、通院見舞金として通院日数により国内旅行1万円～5万円、携行品に係る損害補償金として15万円を限度（ただし、1個又は1対についての補償限度は、10万円です。）として支払います。当該企画旅行日程において、お客様が当社の手配に係る旅行サービスの提供を一切受けない日が定められている場合において、その旨及び当該日に生じた事故による生命、身体又は手荷物の損害については、補償金及び見舞金の支払がおこなわれたい旨について契約書面に明示したときは、当該日は「企画旅行参加中」とはいたしません。

## 12、旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更が行われた場合は、旅行業約款（受注型企画旅行契約の部）の規定によりその変更の内容に応じて旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います、ただし、一旅行契約について支払われる変更補償金の額は、旅行代金の15%を限度とします。また、一旅行契約についての変更補償金の額が1,000円未満の場合は、変更補償金は支払いません。

別表第2 変更補償金(第30条第1項関係)

	変更補償金の支払いが必要となる変更	一件あたりの率(%)	
		旅行開始前	旅行開始後
1	契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
2	契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みません。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0

3	契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
4	契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
5	契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更	1.0	2.0
6	契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更	1.0	2.0
7	契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
8	契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0

注1	「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。
注2	確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき1件として取り扱います。
注3	第3号又は第4号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、1泊につき1件として取り扱います。
注4	第4号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。
注5	第4号又は第7号若しくは第8号に掲げる変更が1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船等又は1泊につき1件として取り扱います。

### 13、お客様の責任

- 1) お客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときは、当該お客様は損害を賠償しなければなりません。
- 2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、契約書面に記載された旅行者の権利・義務その他企画旅行契約の内容について理解するように努めなければなりません。
- 3) お客様は、旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスについて、記載内容と異なるものと認識したときは、旅行地において速やかに当社又は旅行サービス提供者にその旨を申し出なければなりません。

### 14、事故等のお申出について

旅行中に、事故などが生じた場合は、直ちに最終日程表でお知らせする連絡先にご通知ください。(もし、通知できない事情がある場合は、その事情がなくなり次第ご通知ください。)

### 15、通信契約

当社は、当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より、「会員の署名なくして旅行代金などのお支払いをうけること」(以下「通信契約」といいます。)を条件に、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットその他の通信手

段による旅行の申込みを受ける場合があります。但し、当社らが提携会社と通信契約に関わる加盟店契約がない、または業務上の理由などによりお受けできない場合もあります。通信契約の旅行条件は、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。

- 1) 本項でいう「カード利用日」とは、会員及び当社らが旅行契約に基づく旅行代金等の支払い、又は払戻し債務を履行すべき日をいい、前者は契約成立日、後者は契約解除のお申し出のあった日となります。但し、契約解除日が旅行代金お支払い後であった場合は、解除申し出日の翌日から起算して7日以内をカード利用日として、旅行代金から取消料を差し引いた額を払い戻します。
- 2) 申込みの際し、会員は、「申込みをしようとする旅行のコース名」「旅行開始日」「会員番号(クレジットカード番号)」「カード有効期限」などを当社らにお申し出いただきます。
- 3) 通信契約は、当社らが契約の締結を承諾する旨を発した時に成立します。但し、当該契約の申込みを承諾する旨の通知をEメール、ファクシミリ等で行なう場合は、その通知が会員に到達した時に成立するものとします。
- 4) 与信等の理由により当該クレジットカードでのお支払いができない場合、当社らは通信契約を解除し、第9項1)の取消料と同額の違約料を申し受けます。但し、当社らが別途指定する日までに現金により旅行代金をお支払いいただいた場合はこの限りではありません。

## 16、個人情報の取り扱いについて

- 1) 当社はお申し込みいただいた旅行の手配等のために、運送・宿泊機関・保険会社等に対し、お客様の氏名等をあらかじめ電子的方法で送付することによって提供いたします。
- 2) 当社は旅行申し込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送宿泊機関等の提供サービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。

このほか、当社、(1)会社及び会社と提携する企業の商品やサービスキャンペーンのご案内、(2)旅行参加後のご意見や感想の提供のお願い、(3)アンケートのお願い、(4)特典サービスの提供、(5)統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただくことがあります。尚、個人情報の取り扱い規定については、当社ホームページ(下記アドレス)をご覧ください。<http://wens.gr.jp/info/privacy.html>

## 17、その他

- 1) お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我・疾病等に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物の回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用は、お客様にご負担いただきます。
- 2) お客様の便宜をはかるため土産物店にご案内することがありますが、お買物に際しましては、お客様の責任でご購入ください。
- 3) 当社の旅行にご参加いただくことにより、航空会社のマイレージサービスによりマイルを獲得できる場合がありますが、同サービスに関するお問い合わせ、登録等はお客様ご自身で当該航空会社へお申し出ください。なお、利用航空会社や搭乗区間等の変更により、予定されていた同サー

バスが受けられなかった場合でも、当社はその理由の如何に関らず第10項)の責任を負いません。

4) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

5) この条件に定めのない事項は当社旅行業約款(受注型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款をご希望の方は、当社にご請求ください。

以上